

条 例

埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十一号

埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県衛生試験等手数料条例（昭和二十三年埼玉県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号ハ中	「浄水 原水	五十一項目につき 四十項目につき	二十
二十四万二千二百円	を「浄水	五十二項目につき	三十
二万八百円	」を 原水	四十一項目につき	二十
万二千八百七十円			
八万千四百七十円	に改める。		

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。